

議案第2号

阪神水道企業団職員退職手当金条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

阪神水道企業団職員退職手当金条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月13日 提出

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団職員退職手当金条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

(阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部改正)

第1条 阪神水道企業団職員退職手当金条例(昭和24年条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則又は規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日(1月間の日数(阪神水道企業団の休日を定める条例(平成3年条例第1号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第8条の2及び第8条の3中公務若しくは通勤に</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則又は規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日(1月間の日数(阪神水道企業団の休日を定める条例(平成3年条例第1号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第8条の2(第8条の3において準用する場合を</p>

よる傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第5条 削除

(勤続期間の計算)

第7条 省略

2から6まで 省略

7 前項の規定は、第10条又は第17条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

8 省略

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 次条又は第8条の3の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその一部又は全部を支給されていない場合は、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額。以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合に100分の83.7を乗じて得た割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1

含む。)中公務若しくは通勤による傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(給料月額)

第5条 この条例で「給料月額」とは、職員の退職又は死亡の日における給料又はこれに相当する給与の月額をいう。ただし、第8条の4、附則第3条及び附則第5条においては、単に給料の月額をいう。

(勤続期間の計算)

第7条 省略

2から6まで 省略

7 前項の規定は、第8条の2第2項又は第17条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

8 省略

(普通退職の場合の退職手当の基本額)

第8条 次条第1項又は第8条の3の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合に100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(その者に対する退職手当の額を計算するに当たり、第8条の2又は第8条の3の規定の適用を受ける者に限る。))にあつては、104分の83.7)を乗じて得た割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については 1年につき100分の110
- (2) 11年以上20年以下の期間については 1年につき100分の125

年につき100分の160

(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第11条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定に基づき退職した者を含む。以下「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、当該自己都合等退職者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60

(2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80

(3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条の2 11年以上25年未満の期間勤続した者で、阪神水道企業団職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第5号。以下「定年条例」という。)第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項の規定により定められた期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、

(3) 21年以上25年以下の期間については 1年につき100分の210

(4) 26年以上30年以下の期間については 1年につき100分の180

(5) 31年以上の期間については 1年につき100分の120

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条の2 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者、その者の非違によることなく勧しうを受けて退職した者若しくはこれに準ずる理由により退職した者、公務若しくは通勤による傷病により退職し、又は公務若しくは通勤により死亡した者で規則で定めるもの又は定年に達したことにより退職した者(定年

その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合に100分の83.7を乗じて得た割合を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条の3 次の各号のいずれかに該当する者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合に100分の83.7を乗じて得た割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、定年条例第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項

に達した者で阪神水道企業団職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第5号)第4条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。)に対する退職手当の基本額は、第8条の規定により計算した額に100分の131(勤続期間が20年以下で退職した者にあつては、100分の130)を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する者で、次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項、第7条の3及び第9条の4の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

3 前項の基本給月額は、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例(昭和27年条例第52号)に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額又はこれらに相当する給与の月額とする。

(公務及び通勤外死亡等の場合の退職手当の基本額)

第8条の3 前条第1項の規定は、公務及び通勤による傷病以外の傷病により退職し、又は死亡した者で規則で定めるものに対する退職手当の基本額の計算について準用する。

の規定により定められた期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)

(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者

(3) 公務上の傷病又は死亡により退職した者

2 前項の規定は、次に掲げる者に対する退職手当の基本額について準用する。

(1) 25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者であって、企業長の承認を得たもの（前項の規定に該当する者を除く。）

(2) 前項に規定する者に準ずる者として規則で定める者

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第8条の4 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第8条の4 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該

理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第8条、第8条の2及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第8条、第8条の2及び前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第8条、第8条の2及び前条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 省略

2 省略

（定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例）

第8条の5 第8条の3（第1項第1号及び第2項第1号を除く。）の規定に該当する者のうち、定年に達する日前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第8条の3及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える

理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第8条、第8条の2第1項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第8条、第8条の2第1項及び前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第8条、第8条の2第1項及び前条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 省略

2 省略

（定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例）

第8条の5 第8条の2第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第8条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

ものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条の3	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

(退職手当の基本額の最高限度額)

第9条 第8条から第8条の3までの規定により計算した退職手当の基本額が、その者の退職日給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第9条の3 第8条の5に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条	第8条から第8条の3まで	前条の規定により読み替えて適用する第8条の

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条	給料月額	給料月額及び給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

(退職手当の基本額の最高限度額)

第9条 第8条、第8条の2第1項及び第8条の3の規定により計算した退職手当の基本額が、その者の給料月額に、47.709を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第9条の3 第8条の5に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条	第8条、第8条の2第1項及び第8	前条の規定により読み替えて適用する第8条の

		<u>3</u>
	<u>退職日給料</u> 月額	<u>退職日給料月額</u> 及び <u>退職日給料</u> 月額に退職の日 において定めら れているその者 に係る定年と退 職の日における その者の年齢と の差に相当する 年数1年につき 100分の2を乗 じて得た額の合 計額
	これらの	前条の規定によ り読み替えて適 用する <u>第8条の</u> <u>3の</u>
省略	省略	省略
	省略	省略
	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
	省略	省略
	省略	省略
	省略	省略

(一般の退職手当の額の特例)

第10条 第8条の3第1項に規定する者で、次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第7条の3、第8条の3、第8条の4及び第9条の4の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

	<u>条の3</u>	<u>2第1項</u>
	給料月額	給料月額及び給 料月額に退職の 日において定め られているその 者に係る定年と 退職の日におけ るその者の年齢 との差に相当す る年数1年につ き100分の2を 乗じて得た額の 合計額
	これらの	前条の規定によ り読み替えて適 用する <u>第8条の</u> <u>2第1項の</u>
省略	省略	省略
	省略	省略
	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
	省略	省略
	省略	省略
	省略	省略

第10条 削除

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額又はこれらに相当する給与の月額とする。

附 則

第1条及び第2条 省略

第3条 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（平成19年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で企業長が別に定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第10条第2項に規定する基本給月額に含まれる給料及び扶養手当の月額については、この限りでない。

第4条 当分の間、第8条の2第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第8条の2の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条の3」とあるのは、「、第8条の3又は附則第4条」とする。

附 則

第1条及び第2条 省略

第3条 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（平成19年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で企業長が別に定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第8条の2第3項に規定する基本給月額に含まれる給料及び扶養手当の月額については、この限りでない。

第4条 当分の間、第8条の2第1項の規定は、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第8条の2第1項又は第8条の3の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条の3」とあるのは、「、第8条の3又は附則第4条」とする。

<p><u>第5条 当分の間、第8条の3第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第8条の3の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条の3」とあるのは、「、第8条の3又は附則第5条」とする。</u></p> <p><u>第6条 省略</u></p>	<p><u>第5条 省略</u></p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。 	

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（職務に復帰した職員等に関する退職手当金条例の特例）</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号。以下「退職手当金条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当金条例第7条第3項、第8条の2第2項及び第8条の3第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当金条例第7条第3項、第8条の2第2項及び第8条の3第2項に規定する通勤による傷病</p>	<p>（職務に復帰した職員等に関する退職手当金条例の特例）</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号。以下「退職手当金条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当金条例第7条第3項、第8条の2第1項及び第8条の3に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当金条例第7条第3項、第8条の2第1項及び第8条の3に規定する通勤による傷病又は死亡とみ</p>

<p>又は死亡とみなす。</p> <p>2 派遣職員に関する退職手当金条例第7条第3項及び第8項、<u>第9条の4</u>第1項の規定の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業の期間を除く。）は、退職手当金条例第7条第3項に規定する休職月等には該当しないものとみなす。</p>	<p>なす。</p> <p>2 派遣職員に関する退職手当金条例第7条第3項及び第8項、<u>第9条の2</u>第1項の規定の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業の期間を除く。）は、退職手当金条例第7条第3項に規定する休職月等には該当しないものとみなす。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員が、新制度適用職員（職員であつて、その者が施行日以後に退職することにより第1条の規定による改正後の阪神水道企業団職員退職手当金条例（以下「新退職手当金条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。）として令和7年3月31日以前に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第1条の規定による改正前の阪神水道企業団職員退職手当金条例の規定により計算した退職手当の基本額が、新退職手当金条例の規定により計算した退職手当の基本額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額を、その者に支給すべき退職手当の基本額とする。

（理由）

国家公務員及び構成市の退職手当の支給率等を考慮して、阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部を改正するとともに、関係条例（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例）の一部を改正しようとするものである。